

# 令和5年度

## 町会定時総会資料(総会后配布用)

※ 全案件とも原案通り承認されました。

日時:令和5年4月1日(土),午前 10 時

場所:油川市民センター

案件:1号議案 令和4年度事業報告

監査報告

2号議案 令和4年度収支決算報告

3号議案 令和5年度事業計画(案)

4号議案 令和5年度予算(案)

5号議案 役員改選

その他(親睦旅行 等)

添付資料

- ・日の出町町会規約、慶弔規定
- ・令和5年度 会員名簿
- ・令和4年度 日の出町会関係行事

青森市日の出町会

# 1号議案

## 令和4年度 日の出町会事業報告

### 総括

世界は今、鎮静の兆しが見えない中コロナ禍の3年目を迎え、ウイズコロナで何とかコミュニティを維持する努力を重ねてきた1年でした。終息を見いだせないウクライナ侵攻に似ています。

日の出町会もその渦中であって、活動が極端に制限されていますが、日常生活に支障をきたさない範囲での活動を心がけて運営してきました。以下に主な活動について総括します。

#### 1. 総会開催

4月2日(土)、書面での総会ではなく、対面での総会が開催できました。皆様のご意見を直接聞くことができ、1年間安心して町会運営ができる環境が整いました。

#### 2. No.3 クリーンボックスの整備

7月には老朽化に伴い危険な状態になっていたNo.3 クリーンボックスを撤去し、同じ場所に新しくクリーンボックスを建て替えました。この事業は、このクリーンボックスを常時利用している新生町、平和町、そして日の出町の3町会合同での事業です。

その費用負担の割合は利用世帯数から割り出し、3:1:2で合意しました。なお、この割合は今後ここのクリーンボックスの修繕の場合にも適用されます。

ついでながら、このクリーンボックスに隣接していた老朽化して危険な状態になっていた木造の橋も撤去しました。これにより町内から危険な箇所が一つ減りました。

#### 3. 防災講習会並びに新年会開催

1月14日(土)、長年コロナ禍のために延び延びになっていた防災講習会を開催することができました。国や県そして市でも防災に対する意識高揚を呼び掛けているところです。いずれは当町会においても、自主防災組織のようなものを立ち上げる必要があると思いますが、それには会員の防災に対する心構えの醸成が必要です。今回のような講習会を継続して開催することにより意識高揚を図りたいと思います。皆様のご参加を期待しています。詳細は「通信 No.9」をご覧ください。

講習会には18名の方が参加しました。終了後に、簡単ではありますが新年会も開催できました。

#### 4. 町内美化運動

5月と10月の2回、道路わきの除草奉仕活動ができました。

また、ふるさと海岸の草刈り及び清掃活動にも参加しました。

会員の皆様にゴミ袋を無料配布し、美化意識の醸成を行っているところです。

なお、油川連合町会でも花による美化運動を進めています。

#### 5. 健康ウォーキング

せっかくの企画でしたが、あいにくの天候のためにウォーキングはできませんでした。参加者には準備していた弁当を配布しました。

#### 6. 日帰り親睦旅行

実施できませんでした。

せっかくの企画でしたが、コロナ禍の心配のために実行できませんでした。令和5年度のお楽しみといたしましょう。

## 2号議案（ホームページには公開しません）

## 3号議案

### 令和5年度 事業計画

日の出町会は、自分たちの住んでいる地域の安全、安心、そして美しいまちづくりのため今年度は以下の事業を計画します。

#### 1. 会員相互の交流・親睦を図るために

- ① 総会の開催〈4月1日〉
- ② 日帰り親睦旅行〈7月8日予定：竜飛〉
- ③ 健康ウォーキング〈野木和公園、10月9日（月）体育の日を予定〉
- ④ 忘年会〈12月2日（土）を予定〉
- ⑤ 「通信」の発行（年2～3回）
- ⑥ ホームページの更新（行事等終了後、速やかに）

#### 2. 防災意識高揚のために

防災に関する研修会開催〈自主防災組織立ち上げに向けて、時期未定〉

#### 3. 美しい町会づくりのために

- ① 道路脇の除草〈年2回、5月、9月を予定〉
- ② ごみの分別収集

特に、毎月第2土曜日と第4土曜日に回収している「有価資源ごみによる収入」は町会財政の大きな収入源になっています〈令和元年度は10万3千円、令和2年度は8万5千円、令和3年度8万3千円、令和4年度10万1千円と昨年度はやや回復傾向にあります〉。

新聞紙、雑紙、雑誌、ダンボール紙、アルミ缶、等は第2土曜日または第4土曜日にお出しいただくと助かります〈通年〉

- ③ ゴミ袋の配布〈昨年度と同量（450用40枚など3択）予定、5月予定〉
- ④ クリーンボックス〈ごみ収集場〉の整頓〈通年〉
- ⑤ 花による町会の美化、特に各家庭における花園の充実のために花の種、苗木等の交換など〈春～夏、油川連合町会より〉

各事業実施の詳細につきましては、その都度決まり次第、回覧板でお知らせいたします。

## 4号議案（ホームページには公開しません）

## 5号議案（ホームページには公開しません）

### その他（親睦旅行 等）

① 日帰り親睦旅行について

期日 令和5年7月8日（土）

参加費 3000円（当日徴収）

行先 竜飛観光ホテル

日程 出発 9時30分 赤坂酒店前（ホテル送迎バスにて：33人乗り）

トイレ休憩 アスクル（北海道新幹線 奥津軽今別駅となり）

到着 11時 洋室・椅子席

入浴・昼食（乾杯用酒類かドリンク付き）・ゲーム等・カラオケ等

（入浴用タオルとバスタオル無料貸出、シャンプー・ソープ等浴室備え付）

出発 14時30分から15時（トイレ休憩は同じ場所であり）

到着 赤坂酒店前 16時から16時30分予定

※ 詳細は、後日回覧板にて（毎戸配布のチラシ作成します）

② 町会費（年額、3000円）の徴収について

- ・4月20日（木）より、各班長が徴収する。（年金支給日後徴収に配慮）
- ・一括徴収とし、町会長名・町会印の領収書を発行（徴収袋は、廃止します）

## 日の出町 町会規約

(名称・事務所)

第1条 この会は、日の出町会（以下「本会」という）と称し、主たる事務所を会長宅置く。

(会員・組織)

第2条 本会は、日の出町に居住する世帯を会員として組織する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と、会員の健康と福祉の増進を図ることに努め、以って安全・安心で住みよい町会づくりを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
- (2) 健康および福祉の増進に関する事業
- (3) 資源ごみの回収、ごみの分別収集、ごみの減量化等に関する事業
- (4) 防災、防犯、および交通安全に関する事業
- (5) 地域の美化に関する事業
- (6) 関係機関及び各種団体との連携協力に関する事業
- (7) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

(会員の入退会)

第5条 本会への会員の入会及び退会については、随時可能とする。

(会費)

第6条 本会の会員会費は、年会費とし、その額は総会において定める。

ただし、会員に特別の事情があるときは、会費を免除することができる。

また、すでに納入した会費は返還しないものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |          |            |
|----------|------------|
| (1) 会長   | 1名         |
| (2) 副会長  | 1名         |
| (3) 会計   | 1名         |
| (4) 監事   | 2名         |
| (5) 班長役員 | 数名(班の数分だけ) |

(役員を選任等)

第8条 会長、副会長、会計、監事は、総会において会員の中から選出する。

2 監事と会長、副会長、及び会計は、相互に兼任できない。

3 班長役員は、各班の班長がこれにあたる。

4 役員（班長役員を除く）には報酬を供することとし、その金額は総会において決定する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 会計は、本会の財産の管理及び会計事務を担当する。

4 監事は、財産の状況および事務の執行状況を監査し、その結果を総会において報告する。

(役員任期)

第10条 班長役員以外の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(班及び班長)

第11条 本会の運営を円滑に行うために、区域を分けて班を置く。

2 班には班長を置き、班長は原則として輪番制とし、その任期は1年とする。

3 班長は、役員会における班長役員となる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会および三役会とする。

2 会議は会長が招集し、その議長は会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第13条 会議における議事は、出席者の過半数の同意を持って決定する。

(総会)

第14条 総会は、本会の最高決議機関とし、毎年1回4月に定時総会を開催する。

また、会員の3分の1以上の申し出があったときには臨時総会を開催できる。

2 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業報告及び収支決算の承認

(2) 事業計画及び収支予算の決定

(3) 規約の制定及び変更

(4) 役員選任(班長役員は除く)

(5) その他必要と認める重要事項

(総会議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

第16条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他会務の執行に関する事項

(三役会)

第17条 三役会は、班長役員以外の役員をもって構成し、役員会に諮る事項の立案について検討する。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入を持ってこれに充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第20条 本会は、規約、役員名簿、会員名簿、議事録、予算決算書、財産目録、その他

必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

#### 附則

この規約は令和4年4月2日から施行する。

昭和58年4月1日に制定された「日の出町 町会会則」は、廃止する。

### 慶弔（慰）規定

第1条 本規定は、日の出町会の会員世帯に対し適用する。

第2条 本規定を適用する範囲および贈呈する金額の基準は次のとおりとする。

(1) 著しい火災または、風水害を受けた場合、役員が実情調査のうえ見舞金をおくる。

(2) 会員及び世帯員死亡の場合、3000円の香典をおくる。

(3) 町会長、副会長、会計、監事交替の場合、応分の記念品をおくる。

第3条 前各条規定以外で、本規定の趣旨に該当すると認められる事態が生じた場合、もしくは特に事情があると認められる場合は、その都度役員会で決定する。

附則 本規定は、平成6年4月1日から施行する。

令和4年4月2日一部改定。

### 日の出町会 会員名簿

(ホームページには公開しません)

令和4年度 日の出町会関係行事

令和5年3月11日現在

月日(曜日)	行事	場所(会場)	備考
4/2(土)	日の出町会総会	油川市民センター	出席者15名
4/18(月)	「日の出町会通信 No. 7」発行		
5/10(火)	小水路清掃(市役所)		
5/16(月)	ごみ袋・紙紐毎戸配布		
5/28(土)	油川中学校脇の道路除草 7:00~8:30	油川中学校脇の川沿	参加者13名
6/5(日)	第1回役員会 10:00~12:00	油川市民センター	出席者9名
6/16(木) 7/13(水)	No.3 CB撤去・建て替えに関する会議	油川市民センター	新生町会・平和町会・日の出町会役員
6/28(火)	ふるさと海岸草刈り		
7/2(土)	ふるさと海岸清掃活動		
7/20(火)	かかしロード280協賛		3,000円
7/23(土)	No.3 CB撤去・建て替え工事完了 隣接する古い木の橋の撤去		
7/31(日)	油川ねぶた合同運行(19:00~)		
8/3(月)	墓前祭(浄満寺 11:00~)	浄満寺	
8/7(日)	「日の出町会通信 No. 8」発行 ホームページ更新		
8/8(月)	ふるさと海岸海水浴場補助監視員派遣	ふるさと海岸	2名
8/20(土)	油川地域合同盆踊り(18:00~20:00)	油川市民センター	
9/3(土)	「市民一掃きデー」(9:00~10:00)	野木和公園	
9/4(日)	第2回役員会	油川市民センター	
	敬老会 中止(名簿、記念品配布)		
10/2(日)	除草奉仕作業 7:00~8:00	油川中学校脇の川沿	参加者10名
10/10(月)	健康ウォーキング(雨天のため中止)	油川市民センター	申込者18名
11/8(火)	タウンミーティング(18:00~19:30)	油川市民センター	
11/19(土)	第3回役員会(10:00~12:00)	油川市民センター	
1/14(土)	防災講習会兼新年会	油川市民センター	参加者18名
1/20(金)	「日の出町会通信 No. 9」発行		
1/27(金)	自主防災体験研修会	市役所柳川庁舎	参加者6名
1/30(月)	ホームページ更新		
3/4(土)	会計監査	副町会長宅	三役5名
3/11(土)	第4回役員会	油川市民センター	
予定			
4/1(土)	令和5年度総会	油川市民センター	